

島根県養鶏場での高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和6年10月31日（木）

午後2時～

場所：第3応接室（県庁本庁舎3階）

出席：知事

鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理部

1

会議内容

- 1 島根県養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国の対応
- 3 鳥取県の対応
- 4 野鳥サーベイランスの強化
- 5 県民への情報提供 等

2

島根県養鶏場での鳥インフルエンザ発生概要

1 農場の概要

農場所在地：島根県大田市

飼養状況：採卵鶏及び育成鶏 約40万羽

2 経緯

- ・10月30日(水)午後0時15分に農場から川本家畜保健衛生所に成鶏舎1棟で鶏7羽がまとまって死んでいるとの連絡
- ・同日午後3時に簡易検査で 死亡鶏5羽中5羽陽性
- ・10月31日(木)午前2時、島根県病性鑑定室のPCR検査で高病原性鳥インフルエンザH5亜型遺伝子を確認

3 島根県の対応

- ・10月31日(木)午前4時30分から、危機対策本部会議を開催
- ・午前8時から殺処分等の防疫作業に着手、自衛隊に派遣要請
- ・移動制限区域の設定(半径3km以内) 対象農場無し
- ・搬出制限区域の設定(半径3km～10km) 対象農場無し
- ・消毒ポイント4か所設置

3

国の対応

- 1 10月31日に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 島根県の殺処分・焼却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 6 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

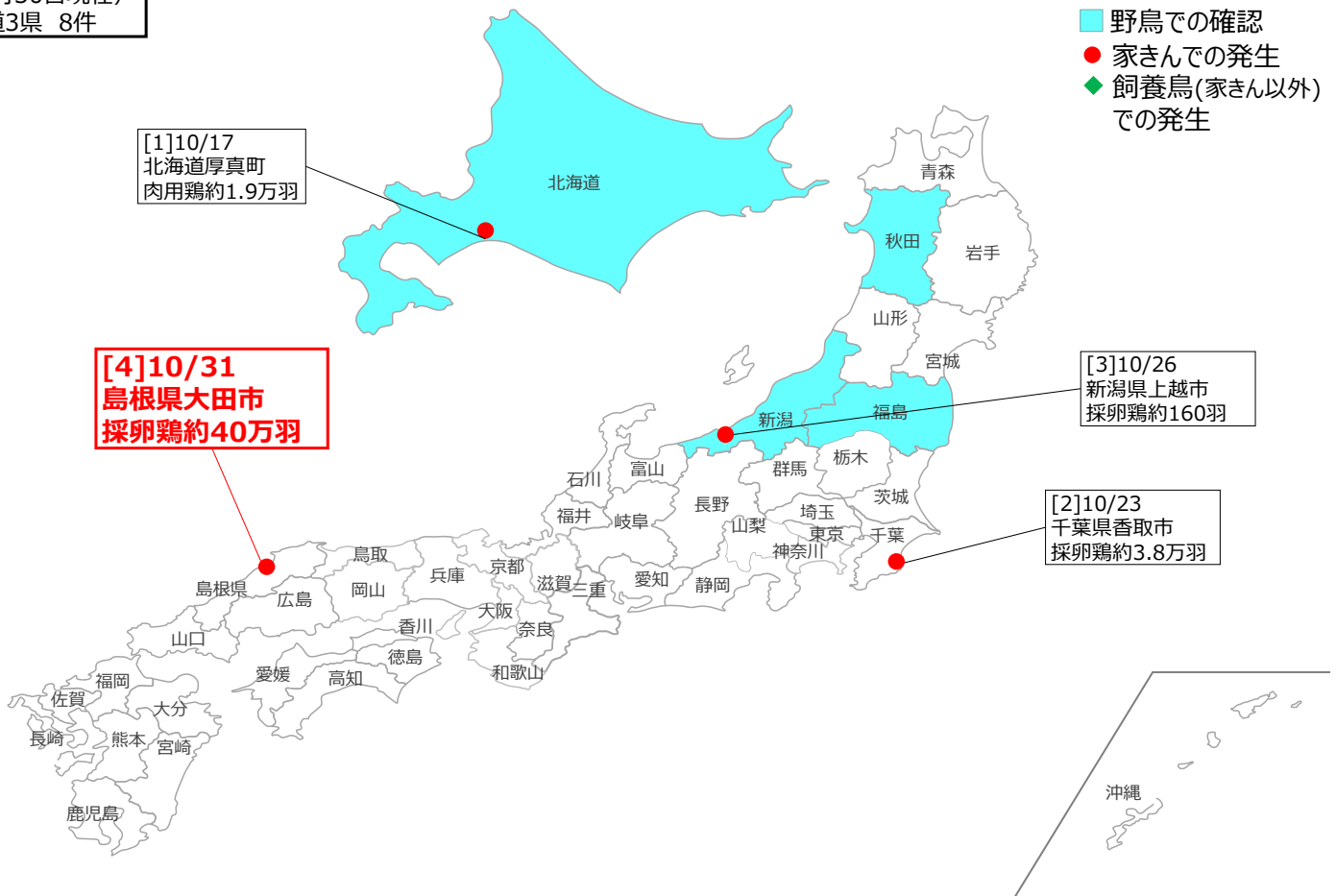
4

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

令和6年10月31日現在

野鳥での発生状況
(10月30日現在)
1道3県 8件

■ 野鳥での確認
● 家さんでの発生
◆ 飼養鳥(家さん以外)
での発生



鳥取県の対応(家さん)

- 1 10月31日に県内全78農場に対し、注意喚起(異常なし)。
- 2 鳥根県の発生農場と県内農場は鶏や作業者の行き来などの疫学関連なし。
- 3 全農場に発生防止対策を取りまとめたチラシを配布して、発生予防について再度周知徹底。シーズン中は毎月農家が飼養衛生管理基準の遵守状況を点検し家畜保健所が巡回確認。
- 4 農場に消石灰約1,600袋を配布し消毒を徹底するよう指導。
- 5 野鳥飛来対策として、鶏舎に近接(300m以内)するため池の管理者に水抜き等の協力を依頼。
- 6 家畜保健衛生所が9~10月にかけて全農場を巡回し、野鳥侵入防止対策として、防鳥ネットの修繕、鶏舎周囲の木の伐採、消毒設備の点検、貯水槽へのネット設置等を指示。
- 7 発生に備え防疫対応について自衛隊と調整(10/22)。

鳥取県の対応(島根県への協力)

「中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定」に基づき島根県が行う防疫措置に協力する

隣県として中国地方4県間と連絡調整

- 発生情報、疫学情報の共有(10/30)
- 家畜防疫員の派遣 10/31から順次4名の派遣を予定
- 防疫資材の協力

殺処分用の炭酸ガスボンベ75本を業者を通じて送付

その他の防疫資材についても、要請に応じて追加支援を予定

中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定(H27.11.6締結)
連携項目

- ①連携情報の共有(発生情報、疫学情報の共有等)
- ②連絡調整体制の確保(中国5県各県の連絡窓口の設置)
- ③発生時の防疫資材の相互調達(各県の備蓄資材の融通など)
- ④家畜防疫員等の派遣(発生県への獣医師職員の派遣)

野鳥サーベイランスの強化

○島根県での発生を受け野鳥監視体制を強化

監視地点 全県で35地点⇒47地点
糞便・水検査地点 全県で3か所⇒4か所

10/31時点で異常なし

≪全県の体制≫

実施する条件	サーベイランス内容	地点数	
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点	
	糞便・水検査	3か所	
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 本日から47地点	※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 本日から4か所	※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点+重点区域	
	糞便・水検査	最大 6か所+重点区域	

≪県内の渡り鳥の飛来状況≫

- ・ 渡り鳥の飛来数がカモ類を中心に増加中、今後ピークに向けて増加し続ける見込み。
(例年、11～12月にピーク)

≪飛来状況(10月下旬調査)≫

米子水鳥公園	5,363羽
湖山池	2,919羽

≪参考:県内の飛来状況≫



※愛玩鳥を飼育されている方、愛玩鳥の販売者や学校・公園等へは、**10/31に関係機関に文書を出し、改めて注意喚起を実施済**。県ホームページで飼育上の注意事項について周知中。

鳥取大学山口先生のコメント

○今年も、過去最多の令和4年シーズンを上回る件数で発生している。日本海側には大陸から野鳥によって次々とウイルスが持ち込まれている。

○家きんで発生するということは、自然界のウイルス濃度が相当高まっているということ。鶏舎の壁一枚外までウイルスが来ていると認識して、対策に当たる必要がある。

○農家の皆さんは壁の穴の点検、消毒薬の毎日の交換など基本的なことの繰り返しが大切。長いシーズンとなるが、発生防止に万全を期していただきたい。

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との密接な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないとされていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後は手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- [家きんの情報はこちら](#)
- [野鳥の情報はこちら](#)
- [愛玩鳥の情報はこちら](#)

お気に入りページ

漂着したアザラシやオットセイなど海獣類にご注意

漂着したアザラシ等の海獣類にご注意ください

海外において、アザラシやオットセイなどの海獣類が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡する事例が確認されています。

適切な接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染することはないとされていますが、海岸等で海獣類を発見されても、直接触れないようにしてください。

[高病原性鳥インフルエンザへの対応（とりネット内リンク）](#)

漂着したアザラシ等を見つけた場合の連絡先

海岸に漂着した海獣類を発見した場合の連絡先

鳥取県土整備事務所 維持管理課
電話：0857-20-3604、3605 ファクシミリ：0857-20-3598

中部総合事務所 県土整備局 維持管理課
電話：0858-23-3216、3217 ファクシミリ：0858-22-0013

西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課
電話：0859-31-9711、9712 ファクシミリ：0859-33-4110

※平日夜間、土日祝日は県災害情報ダイヤル（電話：0857-26-8100）までご連絡ください。

対応窓口 (24時間対応しています。)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課 (愛玩鳥)	0857-26-7877 (")
中部総合事務所環境建築局 (野鳥)	0858-23-3276 (夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所 (愛玩鳥)	0858-23-3149 (")
西部総合事務所環境建築局 (野鳥)	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所 (愛玩鳥)	0859-31-9320 (")

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 (")
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 (")

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 (")
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 (")

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

11

県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

12